

平成 19 年度第 2 回 冷凍空調規格委員会  
冷凍用圧力容器溶接基準検討分科会  
議事録

日 時 : 平成 19 年 6 月 14 日(火) 13:30～17:00

場 所 : 高圧ガス保安協会 特別会議室(7F)

出席者 : 委員 : 樋口主査、下村、中尾、桑野、山本

KHK : 佐藤、瀬谷

配付資料

資料 12 前回議事録(案)

資料 13 冷凍用圧力容器の溶接基準改正案(Rev.1)

定足数報告 : 事務局から定足数を満たす旨報告があった。

議 案 :

(1) 前回議事録の確認

資料 12 に基づき、前回の議事が確認され、議事録が承認された。

(2) 基準改正案の検討

資料 13 に基づき、基準改正案につき検討がなされ、以下の質疑等があった。

- ・適用範囲に二酸化炭素の配管を付加し、規制強化の感があるが、現状では二酸化炭素の配管の溶接作業に、この基準の溶接士はどの程度関わっているか。  
→ 少なくとも監督はしている例が多いのではないか。ユニット形であっても配管の現場施工は必ずあり、圧力が高く、温度も低く、充填量も多く、更には液封の危険性が多分に考えられる。二酸化炭素を利用する機器は徐々に出回りだしているので、基準に取り込むタイミングとしてはちょうどよいと考える。一つの理想として基準の適用にしておくべきである。
- ・図 2.1 の説明文中、A 継手、B 継手の語は、例示基準を参考にした前回資料 11 の表現に合わせる。
- ・2.2 項は、溶接基準では使用できる範囲を規定しているが、例示基準では使用の制限といった規定の仕方をしている。これは、両者の思想の違

いによるものであろう。今回はとりあえずリニューアル的な改正を目指すのであるから、2.2 項は現行基準の思想を踏襲する。

- 2.6 項は、プラグ溶接が例示基準に取り入れられていないため、そのヶ所をカットした。
- 図 2.4 は、低圧容器も対象にするため、現行溶接基準の図を活かすこととする。
- 2.7 項は、低圧容器に係る規定（現行(3)の規定）を復活させる。
- 図 2.7 は、例示基準の図 24.6 にそっくり差し替えた。一部差違が不明瞭なものもあるが、例示基準をそのまま取り込むこととする。
- 表 2.3 は、例示基準に合わせて理解しやすくする。
- 2.10 項は、図 2.8 を含めて、全面的に例示基準を採用する。
- 2.11 項は、例示基準では、棒ステーとガセットステーとを区別していないが、分けた方が理解しやすいので、分けることとする。
- 3.溶接材料の項は、全面的に改めた。引用する JIS は、この章に限り発行年を付さず、常に最新版を適用することとする。また、鋼材ではなくガスについては、特に本基準で規定すべきものとは考えられないので規定しないこととする。
- 5.2～5.4 項は、全面的に例示基準を採用する。
- 6 章溶接部の試験は、関係例示基準の節名(タイトル)を明記することとする。平成 15 年に、気体での耐圧試験が認められたことに伴い、その場合には非破壊試験が義務づけられているのだが、これが忘れられているきらいがある。故に、注意喚起のため本基準にも詳述すべきとは考えるが、本基準が溶接に際しての基準である旨考えると詳述は適当でない。しかしながら、簡単になると要約が困難である。故に、原案に節名を付加する程度でよいと考える。
- その他、資料の改正点は、事務局でまとめ、次回はこれを検討する。

### (3) その他

次回は、平成 19 年 7 月 5 日(木) 13:30～17:00(予定)

場所は、後日連絡する。(注：KHK 特別会議室 (7F) )

以上